

< 1 目的 >

【趣旨】この条例を制定する目的を定めるものです。

【要点】

- ・市・市民・事業者・教育関係者・地域団体の責務を明確化することが必要である。
- ・性別に基づく固定観念や無意識の思い込みを払拭することが必要である。

< 他自治体の条例 >

【姫路市】この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

【盛岡市】この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

< 3 基本理念 >

【趣旨】本市において男女共同参画を推進する上での基本理念を定めるものです。

【要点】

- ・性別に基づく固定観念や無意識の思い込みをなくすことが必要である。
- ・セクハラなど性的な嫌がらせを含む暴力をなくすことが必要である。
- ・性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できることが必要である。
- ・社会における制度又は慣行について配慮することが必要である。
- ・政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進することが必要である。
- ・ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要である。

< 他自治体の条例 >

【鹿児島市】男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

【姫路市】社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

【京都市】男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。

【京都市】男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<4 市の責務 >

【趣旨】男女共同参画を推進する上で、市の果たす役割は重要であるため、市の責務を定めるものです。

【要点】

- ・市は様々な課題に対応するために、男女共同参画の推進に関する施策を策定し実施することが必要である。
- ・政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進することが必要である。
- ・市民・事業者・教育関係者・地域団体と相互に連携・協働することが必要である。

<他自治体の条例>

【盛岡市】市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図る責務を有する。

【姫路市】市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<5 市民の責務 >

【趣旨】男女共同参画を推進する上で、市民一人ひとりの意識と行動が果たす役割は大きいことから、市民の責務を定めるものです。

【要点】

- ・男女共同参画を推進するためには、家庭や職場など社会のあらゆる分野において、男女の役割分担に対する意識改革が必要である。
- ・市と相互に連携・協働することが必要である。

<他自治体の条例>

【姫路市】市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【盛岡市】市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

< 6 事業者の責務 >

【趣旨】 職場における男女共同参画を推進するため、社会経済活動において重要な役割を果たしている事業者の責務を定めるものです。

【要点】

- ・企業のトップなど雇用側が社会的な男女の格差意識を変えて、男女が活躍できる職場づくりをすることが必要である。
- ・ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境を整備することが重要である。
- ・その事業の業務における方針の立案及び決定の過程に性別に関わらず参画できる機会を確保することが重要である。
- ・市と相互に連携・協働することが必要である。

< 他自治体の条例 >

【姫路市】 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【盛岡市】 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

< 7 教育関係者の責務 >

【趣旨】男女共同参画を推進する上で、教育の果たす役割が重要であることから、教育関係者の責務を定めるものです。

【要点】

- ・教育関係者による男女の役割分担に対する意識の変化を促す教育の視点が必要である。
- ・幼児期から男女平等意識が持てるように、保育所・幼稚園・学校が発達段階に応じたカリキュラムを取り入れていくことが大切である。
- ・あらゆる教育の場と連携しながら、男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うことが必要である。
- ・市と相互に連携・協働することが必要である。

< 他自治体の条例 >

【盛岡市】教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、教育を行うとともに、あらゆる教育の場において男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【青森市】教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育又は保育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に関する調査に協力するよう努めなければならない。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

< 8 地域団体の責務 >

【趣旨】 地域などで主体的に活動を行っている団体が、地域社会において重要な役割を果たしていることから、地域団体の責務を定めるものです。

【要点】

- ・男女共同参画を推進していくためには、性別に関わらず誰もが地域活動に参加し、能力を発揮できるようにする必要がある。
- ・市と相互に連携・協働することが必要である。

< 他自治体の条例 >

【姫路市】 市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が対等に参画することができる体制
その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【鹿児島市】 市民団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民団体は、その活動に関し、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

3 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

< 9 性別による権利侵害の禁止 >

【趣旨】性別による権利侵害行為などの禁止を定めています。

【要点】

社会においては、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在などを背景として、DV、デートDV、セクハラなどの暴力や差別的な取り扱いを行ってはならない。

< 他自治体の条例 >

【姫路市】何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別の違いを背景とした権利侵害を行ってはならない。

【京都市】何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害(以下「性別による人権侵害」という。)を行ってはならない。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<10 公衆に表示する情報に関する留意 >

【趣旨】男女共同参画を阻害する行為のうち、公衆に表示する情報において留意すべきことについて定めるものです。

【要点】

- ・無意識な差別がないか、不快感を与えたり誤解を生むネーミングではないかなど、表現に配慮する必要がある。
- ・性別に基づく固定観念を払拭することが必要である。
- ・暴力や性的感情を刺激する表現を行わないことが必要である。

<他自治体の条例>

【姫路市】何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

【京都市】何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<11 推進計画 >

【趣旨】市長が、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することについて定めるものです。

【要点】

- ・男女共同参画に関する施策の推進を図るため計画を策定することが重要である。
- ・計画の策定にあたっては、市民等の意見を反映することが不可欠である。
- ・推進計画を公表することが必要である。

<他自治体の条例>

【姫路市】市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を定めるものとする。

2 市長は、プランを定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、姫路市男女共同参画審議会(第21条第1項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

【盛岡市】市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画(以下「推進計画」という。)を策定し、公表するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げる事項に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する施策市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<12 推進体制の整備 >

【趣旨】広範囲で多岐に渡る男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、市が必要な体制を整備することを定めるものです。

【要点】

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために、社会経済情勢や環境の変化によって生じた課題等を的確に捉え、その時々に応じた必要な体制を随時整備することが重要である。

<他自治体の条例>

【旭川市】市は男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

【盛岡市】市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等必要な体制を整備するものとする。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<13 実施状況の公表 >

【趣旨】男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表することを定めるものです。

【要点】

- ・男女共同参画の着実な推進を図るためには、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について検証を行うことが重要である。
- ・市民等に対して公表することにより、各主体の理解が一層深まり、その自主的な取組が促進されることが重要である。

<他自治体の条例>

【盛岡市】市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

【函館市】市長は、毎年、男女共同参画の推進状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<14 情報収集等 >

【趣旨】 男女共同参画の推進に関する施策を策定し効果的に実施するにあたり、市が行う調査研究や情報収集等を行うことを定める
ものです。

【要点】

男女共同参画の推進に関する施策を策定し効果的に実施するには、市民・事業者・教育関係者・地域団体の意識や実態を把握するための
情報収集や調査活動が重要である。

< 他自治体の条例 >

【姫路市】 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について必要な情報の
収集及び調査研究を行うものとする。

【鹿児島市】 市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究及び情報収集に努めるものとする。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<15 啓発活動 >

【趣旨】男女共同参画の推進にあたり、市は、市民・事業者・教育関係者・市民団体の理解を深めるための啓発活動を行うことを定める
ものです。

【要点】

男女共同参画を推進していくためには、市民・事業者・教育関係者・地域団体への男女共同参画に関する理解を深めるための啓発を行う
ことが重要である。

<他自治体の条例>

【盛岡市】市は、市民、事業者及び教育関係者に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うもの
とする。

【京都市】本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<16 活動に対する支援 >

【趣旨】 市民・事業者・教育関係者・市民団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、市が支援を行うことを定めるものです。

【要点】

男女共同参画の推進に関する取組を行っている市民・事業者・教育関係者・地域団体に対し情報提供等、必要な支援を行うことが必要である。

< 他自治体の条例 >

【姫路市】 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【盛岡市】 市は、市民、事業者及び教育関係者が自発的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<17 相談申出への対応 >

【趣旨】 市民・事業者・教育関係者・市民団体から性別による差別的取扱い等についての相談があった場合の市の対応について定めるものです。

【要点】

- ・ 性別による差別的取扱いに関して相談できる場所が必要である。
- ・ その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関して相談できる場所が必要である。

<他自治体の条例>

【姫路市】 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があった場合には、関係機関と連携して、当該相談に適切に対応するよう努めるものとする。

【盛岡市】 市長は、性別等による人権侵害に関し、市民、事業者又は教育関係者から相談があったときは、関係機関と連携し、公平かつ適切に対応するものとする。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<18 苦情申出への対応 >

【趣旨】 市民・事業者・教育関係者・市民団体から男女共同参画の推進に関する施策等への苦情の申出があった場合の市の対応について定めるものです。

【要点】

市の男女共同参画の推進に関する施策についての苦情について対応するための機関が必要である。

< 他自治体の条例 >

【姫路市】 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に対応するものとする。

【盛岡市】 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育関係者から苦情の申出を受けた場合は、公平かつ適切に対応し、適切な措置を講ずるものとする。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<19 八王子市男女共同参画審議会 >

【趣旨】 八王子市男女共同参画審議会の設置について定めるものです。

【要点】

推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項に関して調査審議するためには、審議会の設置が必要である。

<他自治体の条例>

【姫路市】 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として姫路市男女共同参画審議会を置く。

【盛岡市】 推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください

<その他>

記載すべき内容・キーワードなどを枠内に記載してください